

東松島市公園施設長寿命化計画

令和3年7月

宮城県 東松島市

1. 都市公園整備状況

(令和3年3月末時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
46	46ha	11.5 m ²

2. 計画期間（西暦） [2021年度～2030年度（10箇年）]

3. 計画対象公園

①種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
40	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	43

②選定理由

平成29年度に、東松島市が管理する都市公園のうち供用年数が比較的長い25公園を対象として長寿命化計画を策定していた。今回は、平成29年度に策定した25公園に加え、東日本大震災後に整備された18公園についても老朽化の加速を防止するため、合計43公園を対象公園に選定した。

4. 計画対象公園施設

①対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
767	46	361	230	21	16	91

管理施設	災害応急対策施設	その他	合計
1839	-	1	3372

②これまでの維持管理状況

これまでの維持管理状況は、日常点検の他、遊戯施設については専門業者により国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」及び社団法人 日本公園施設業協会（JPFA）が策定した「遊具の安全に関する規準 JPFA-S : 2014」に基づき年1回の定期点検を実施、点検結果をもとにその都度修繕を実施している。なお、予算執行上の理由により速やかに修繕を実施できない施設については、使用禁止措置を講じ公園施設による事故防止に努めている。

③選定理由

これまで公園施設の更新は予算に合わせて少しづつ対応しているものの、公園施設の老朽化が顕在化してきている。計画対象公園については、公園施設の長寿命化対策により、公園機能の保全を図りつつ、ライフサイクルコストの削減を実現する。また、日常点検や定期点検による確認により、施設の安全性を維持する。

5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要（個別施設の状態等）

点検調査は、令和2年10月から12月にかけて実施した。

(1) 新たに長寿命化計画を策定する公園（18公園）

1. 一般施設

国交省の公園施設長寿命化計画策定指針に基づき、予備調査及び健全度調査を実施した。

健全度調査は遊具を除く1176施設のうち予防保全型管理の候補とした190施設について実施した。

2. 遊具等

社団法人日本公園施設業協会（JPFA）が策定した「遊具の安全に関する規準JPFA-S:2014」に基づき、専門業者による点検調査を行った。

3. 点検調査結果

（施設）

	健全度判定				備考
	A	B	C	D	
a. 一般施設（1176）	1153	21	1	1	市の管理上撤去していないが、該当箇所にない施設（車止め）はD判定とした。
b. 遊戯施設（57）	14	41	2	0	

(2) 平成29年度に既に長寿命化計画を策定している公園（25公園）

各施設の劣化状況について、これまでの点検結果等を既存資料にて確認のうえ、現地にて調査し劣化判定を行った。

1. 点検調査結果

(施設)

	健全度判定				備考
	A	B	C	D	
a. 一般施設 (1966)	51	1559	351	5	使用禁止の施設はD判定とした。
b. 遊戯施設 (173)	16	83	71	3	"

6. 対策の優先順位の考え方

対策の優先順位は、5. で示した「健全度判定」及び以下の「重要度」により設定した「緊急度判定」に基づいた。

◎健全度判定

(施設)

	緊急度判定		
	高	中	低
a. 一般施設	6	352	2784
b. 遊戯施設	76	0	154

◎重要度

①利用形態による施設重要度

利用形態による施設重要度は、各施設の安全性の特性を考慮し施設ごとに以下の方針を設定した。

重要度	内 容		
3	施設の安全性が高く求められるもの	四阿、遊戯施設、照明施設など	高い  低い
2	施設の安全性が中程度なもの	ベンチ、野外卓など	
1	施設の安全性が低いもの	車止め、水飲場など	

②公園規模による施設重要度

公園規模による施設重要度は、集客効果が大きい公園ほど重要度が高いと考えられ、以下の方針を設定した。

重要度	内 容	
3	街区公園	高い  低い
2	近隣公園	
1	地区公園	

③利用頻度による施設重要度

利用頻度による施設重要度は、公園利用実態調査等から実際の公園利用者数をもとに利用頻度を評価し設定することが望ましいが、一般的にはそれらの調査結果がないため、公園が DID 地区内に位置するか否かで区分し、DID 地区内に位置する公園の施設をより高い施設重要度に設定した。

重要度	内 容	
2	D I D 地区内の公園の施設	高い  低い
1	D I D 地区外の公園の施設	

7. 対策内容と実施時期

①日常的な維持管理に関する基本の方針

日常点検や定期点検毎の点検実施体制の基本的な方針を以下に示す。

種類	概要	頻度	体制
日常点検	公園管理者が主として目視により、施設の変状や異常の有無を調べる。	年3回	公園管理者
定期点検	専門技術を有するものが目視、触診や打診や聴診により、また、用具・測定器具の使用により、定期的に行う点検であり、施設の作動、損耗状況、変形等の異常について調べる劣化判定と診断を行う。	一般施設：5年に1回 遊戯施設：年1回	専門業者
臨時点検	台風・豪雨等の異常気象時や大地震発生その他の事由により、施設に異常個所が生じる恐れがある場合に、施設及び施設周辺について、必要に応じて臨時に実施する。	適宜実施	公園管理者
精密点検	日常点検、定期点検、臨時点検等により、施設の不具合が発見され、必要な措置を検討する際、精度の高い診断結果が必要なときに専門技術者により実施する。	必要と判断された場合に実施	専門業者

②公園施設の長寿命化のための基本方針

予防保全型管理が可能な施設については、計画的に部分修善や塗装を実施し、公園施設の長寿命化を図るものとする。

また、遊具については「遊具の安全に関する規準」に示される消耗部材について、推奨交換サイクルの期間内における定期的な部材交換を実施するものとする。

更新見込み年数は、事後保全型管理とする施設において、処分制限期間が20年未満の施設を処分制限期間の2倍、20年以上40年未満の施設を1.5倍、40年以上の施設を1倍とする。

予防保全型管理とする施設については、事後保全型管理における更新見込み年数の1.2倍を目標値（20年未満の施設：処分制限期間の2.4倍、20年以上40年未満の施設を1.8倍、40年以上の施設を1.2倍）とし、維持管理を実施する方針とする。

今後、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行う。

8. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期等

※ 別添「公園施設長寿命化計画調書」（様式1「総括表」、様式2「都市公園別」、様式3「公園施設種類別現況」）による

なお、公園機能の見直し（既存遊具をまとめて更新し、一の大型遊具に集約等）も検討するものとする。

9. 対策費用

①概算費用合計（10年間）【②+③】	410,725千円
②予防保全型施設の概算費用合計（10年間）	188,947千円
③事後保全型施設の概算費用合計（10年間）	221,778千円
④単年度あたりの概算費用【①/10】	41,073千円

備考) 計画期間の概算費用（千円）を記述（様式1、様式2との整合に留意）。

10. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

〔 今回長寿命化計画を策定した公園における10年間でのライフサイクルコスト縮減額は519千円である。 〕

11. 計画の見直し予定

①計画の見直し予定年度（西暦）：[10年後の2030年度を予定]

②見直し時期、見直しの考え方など

〔 次回以降の健全度調査の結果が、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行う。 〕